

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和7年9月26日（金） 9：22～9：30

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：石 破 茂 内閣総理大臣  
村 上 誠一郎 国務大臣（総務大臣）  
鈴 木 馨 祐 国務大臣（法務大臣）  
加 藤 勝 信 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
あ べ 俊 子 国務大臣（文部科学大臣）  
福 岡 資 曜 国務大臣（厚生労働大臣）  
小 泉 進次郎 国務大臣（農林水産大臣）  
武 藤 容 治 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
浅 尾 慶一郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
中 谷 元 国務大臣（防衛大臣）  
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）  
平 将 明 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
伊 藤 忠 彦 国務大臣（復興大臣）  
坂 井 学 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
三 原じゅん子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
赤 澤 亮 正 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
伊 東 良 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
欠席者：岩 屋 育 国務大臣（外務大臣）  
中 野 洋 昌 国務大臣（国土交通大臣）  
陪席者：橋 慶一郎 内閣官房副長官  
青 木 一 彦 内閣官房副長官  
佐 藤 文 俊 内閣官房副長官  
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 2件
- 国会提出案件 3件
- 政令 4件
- 人事 3件
- 報告 4件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、青木副長官から御説明申し上げます。

○青木内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「ウズベキスタン国」、「エクアドル国」及び「チリ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、国家公務員及び自衛隊員に係る「令和6年度の倫理に関する状況報告」並びに国家公務員の「倫理訓令に関する報告」について、御決定をお願いいたします。

「令和6年度の倫理に関する状況報告」は、国家公務員倫理法及び自衛隊員倫理法に基づき、提出が義務付けられている各種報告書の提出件数等を、「倫理訓令に関する報告」は、国家公務員倫理法に基づき、訓令等の改正状況を、それぞれ国会に報告するものであります。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「下請法及び下請中小企業振興法の一部改正法の施行に伴う関係整理政令」は、同改正法の施行に伴い、関係政令の規定の整理を行うものであります。

次に、「入管法及び技能実習法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和9年4月1日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係整備等政令」は、永住者の在留資格の変更に係る法務大臣の権限を出入国在留管理庁長官に委任する等、関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、「株式会社国際協力銀行法施行令の一部改正令」は、同行が開発途上地域以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に関して行うことができる業務等の対象事業を追加する等の改正を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、浅尾環境大臣が、第26回日中韓3か国環境大臣会合出席等のため、明日から29日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、外務省人事といたしまして、ガボン国駐箚大使安東義雄に、兼ねてサントメ・プリンシペ国駐箚を命ずることを承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、黒木登志夫外730名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について、御決定をお願いいたします。

次に、一般職の国家公務員等及び自衛隊員に係る再就職状況について、御報告があります。本件は、国家公務員法及び自衛隊法に基づき、管理職職員であった者等から令和7年度第1・四半期になされた再就職に関する届出を内閣に報告するものであり、あわせて、昨年度の報告を取りまとめ公表するものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「政府安全保障能力強化支援に関する書簡」をスリランカとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、スリランカの安全保障能力強化に係る計画の実施のため、5億円の資金を贈与することについて、取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交

換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、文部科学大臣。

○あべ国務大臣：国立大学法人佐賀大学の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○林国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○石破内閣総理大臣：浅尾大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、伊藤忠彦大臣を臨時代理とすることといたします。

○林国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

なお、海外出張された三原大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件 令和7年  
9月26日 (金)

◎一般案件

- 資料なし ☆ウズベキスタン国駐箚特命全権大使平田健治外2名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使羽鳥 隆外2名の解任状につき認証を仰ぐことについて  
(決定) (外務省)

◎国会提出案件

- 資料あり ○ 1. 令和6年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告について (決定) (内閣官房)  
 1. 令和6年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告について (決定) (防衛省)  
 1. 職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告について (決定) (内閣官房)

◎政令

- 資料あり ○ 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 (決定)  
 (公正取引委員会・経済産業省)  
 " ○ 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令  
 (決定) (法務・厚生労働省)  
 " ○ 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (決定) (同上)  
 " ○ 株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令 (決定) (財務省)

- 資料な  
資 料 し  
あ り 料
- ◎人 事
- ☆環境大臣浅尾慶一郎の海外出張について（了解）  
○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）  
〃 ☆岐阜大学名誉教授黒木登志夫外730名の叙位、  
叙勲又は紺綬褒章等授与について（決定）

- 資料な  
資 料 し  
あ り 料
- ◎報 告
- ☆国家公務員法第106条の25第1項等の規定に基づく報告について（内閣官房）  
〃 ☆自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告について（防衛省）  
〃 ☆国家公務員法第106条の25第2項等の規定に基づく国家公務員の再就職状況の公表について（内閣官房）  
〃 ☆自衛隊法第65条の11第6項の規定に基づく自衛隊員の再就職状況の公表について（防衛省）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和7年  
9月26日〕 (金)

◎一般案件

資料なし ○スリランカ民主社会主義共和国政府に対する政府  
安全保障能力強化支援に関する日本国政府とスリ  
ランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交  
換について（決定） （外務省）

[○署名あり ☆署名なし]